

岩手県監査委員告示第9号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年2月5日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1 監査対象機関名 県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成24年5月15日
 - (2) 本監査実施日 平成24年6月20日
- 3 監査結果の公表の日 平成24年8月3日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
軽費老人ホーム事務費補助金の交付決定に当たり、交付すべき金額より少なく交付しているものが2件、392,785円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	軽費老人ホーム事務費補助金の不足額については、平成24年5月30日に交付した。 今後は、補助金制度について関係職員が確認するとともに、交付決定の決裁途中において、それぞれが補助金の算定に誤りがないか重点的にチェックし、再発防止に努めることとした。